のうち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。 一・二　（略） （地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等） **第四条**　法第十七条の三十六第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　地域農林水産業振興施設の用に供するため、農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項 イ　法第五条第四項第十一号に規定する事業の目標 ロ～ホ　（略） 二・三　（略） 2　認定市町村は、法第十七条の三十六第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。 一～五　（略） （地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第五条**　法第十七条の三十六第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～七　（略） **附　則** この省令は、公布の日から施行する。	うち、当該地域農林水産業振興施設の用に供することを目的として、農地である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が、三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。 一・二　（略） （地域農林水産業振興施設整備計画の記載事項等） **第四条**　法第十七条の二十六第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　地域農林水産業振興施設の用に供するため、農地を農地以外のものにする場合には、次に掲げる事項 イ　法第五条第四項第九号に規定する事業の目標 ロ～ホ　（略） 二・三　（略） 2　認定市町村は、法第十七条の二十六第四項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、同条第一項に規定する地域農林水産業振興施設整備計画に次に掲げる書類を添付してするものとする。 一～五　（略） （地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件） **第五条**　法第十七条の二十六第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一～七　（略）

○農林水産省国土交通省令第一号

地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行に伴い、農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

農林水産大臣　齋藤　健
国土交通大臣　石井　啓一

農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

農林水産省・国土交通省関係地域再生法施行規則（平成二十七年農林水産省国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地域再生協議会の構成員として加える者） **第一条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の十七第二項の農林水産省令・国土交通省令で定める者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（整備誘導施設（法第十七条の十七第五項に規定する整備誘導施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該整備誘導施設の用に供することを目的として、農地（法第十七条の十七第五項に規定する農地をいう。以下同じ。）である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。 一　地域再生拠点区域（法第十七条の十七第三項第二号に規定する地域再生拠点区域をいう。以下同じ。）の全部又は一部が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域	（地域再生協議会の構成員として加える者） **第一条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の七第二項の農林水産省令・国土交通省令で定める者は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（整備誘導施設（法第十七条の七第五項に規定する整備誘導施設をいう。以下同じ。）の用に供する土地のうち、当該整備誘導施設の用に供することを目的として、農地（法第十七条の七第五項に規定する農地をいう。以下同じ。）である当該土地を農地以外のものにし、又は農地である当該土地を農地以外のものにするため当該土地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得するに当たり、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可を受けなければならないものの面積が三十アールを超える場合に限り、農業委員会等に関する法律第四十二条第一項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合を除く。）のほか、次に掲げる者とする。 一　地域再生拠点区域（法第十七条の七第三項第二号に規定する地域再生拠点区域をいう。以下同じ。）の全部又は一部が農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域